

奈良県告示第百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十七年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	旧	新	変更年月日
	株式会社 Office元氣	北葛城郡河合町大字西穴闇四二九					
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援事業所		デザイナー ビスげんき	生駒郡安堵町大字東安堵二四八一	北葛城郡河合町大字山坊二四一三	生駒郡安堵町大字東安堵二四八一	平成二十七年四月一日
変更事項	居宅介護支援事業所げんき		生駒郡安堵町大字東安堵二四八一	北葛城郡河合町大字東安堵二四八一	生駒郡安堵町大字東安堵二四八一	生駒郡安堵町大字東安堵二四八一	平成二十七年四月一日